

令和7年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年6月10日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年6月10日（火）午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後 1 時40分

閉会 午後 2 時25分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
10番	瀬川 等	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

9番 由利 幸悦

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高山 善樹
主 幹 柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告について
- ・ 報告第3号 第9回運営委員会の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第8号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午後１時40分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、９番 由利 幸悦 委員 であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
議 長	それでは、13番 加藤 エリ子 委員、14番 佐藤 栄子 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 （異議なしの声あり）
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告３件、議案４件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	（新山事務局長、挙手） 新山事務局長。 （会務報告、朗読説明）
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第２号 第１回農地対策専門委員会の報告をお願いします。

議 長	(12番 沓澤 弥 委員、挙手) 12番 沓澤 弥 委員。
議 長	(第1回農地対策専門委員会報告、朗読説明) 報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第3号 第9回運営委員会の報告をお願いします。
議 長	(18番 高橋 敬悦 職務代理者挙手、挙手) 18番 高橋 敬悦 職務代理者。 (第9回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第3号 第9回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は4件で、面積は1,904㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが2件、所有者の都合によるものが2件であります。 次に、2 申請許可状況であります。先月の転用案件は1件で、5条所有権移転 申請番号 第1号については、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったことから、5月13日付けで許可しております。 報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。

	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手)
高山班長	高山班長。
高山班長	議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 7 年 6 月 10 日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書 4 ページの 3 条賃貸借権設定 申請番号 第 11 号 は、12 番 沓澤 弥 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、3 条賃貸借権設定 申請番号 第 11 号 を審議しますので、12 番 沓澤 弥 委員 の退席をお願いいたします。
	(12 番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 1 時 50 分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手)
高山班長	高山班長。
高山班長	議案書 4 ページをご覧ください。3 条賃貸借権設定 申請番号 第 11 号 は、面積が 5,598㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議 長	全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号 第11号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。
	(12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後1時51分)
議 長	次に、議案第7号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書4ページから6ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、議事参与制限以外の3条賃貸借権設定は7件で、面積は29,028㎡であります。申請事由は、申請番号第4号、6号、7号、8号、9号、10号は経営縮小のため、第5号は農業廃止のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書7ページをご覧ください。3条所有権移転は2件で、面積は608㎡であります。申請事由は、申請番号 第6号は経営縮小のため、第7号は相手方の要望のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第7号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第8号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。 案件について事務局より説明をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第8号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年6月10日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書9ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第30号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第36号 は、18番 高橋敬悦 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第30号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第36号 を審議しますので、18番 高橋敬悦 委員の退席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後1時54分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書9ページをご覧ください。 促進計画整理番号（転貸人へ）第30号 の促進計画案は、賃貸借権の新規設定で、面積が3,068㎡、申請事由は、経営縮小のためであります。 促進計画整理番号（転借人へ）第36号 は、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和7年7月29日となっております。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第30号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第36号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 退席者の着席をお願いいたします。
		(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 1 時56分)
議	長	次に、議案第 8 号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。
議	長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長		議案書 9 ページから11ページをご覧ください。 議事参与制限以外の農地中間管理事業 促進計画案（転貸人へ）は、賃貸借権が 4 件で、面積は15,112㎡、新規の設定が 4 件であります。使用貸借権が 3 件で、面積は44,217㎡、新規の設定が 3 件であります。 促進計画案（転借人へ）は、賃貸借権の新規設定が 4 件、使用貸借権の新規設定が 1 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和 7 年 7 月29日となっております。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議	長	暫時休憩します。(午後 1 時57分)
議	長	再開します。(午後 2 時09分)
議	長	何かご質問はありませんか。
		(質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長	全員挙手。議案第8号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年6月10日提出。 議案書13ページをご覧ください。4条 申請番号 第1号について説明させていただきます。議案付属資料は11ページから16ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■であります。 申請内容は、農業経営の規模拡大に伴い、既存の粃殻置場等が手狭になったため、粃殻置場・粃殻堆肥置場の拡張と農機置場等を整備するための転用であります。 申請地は、市立雄勝小学校から■■■■■km、湯沢市役所雄勝庁舎から■■■■■kmに位置し、東側、西側、南側及び北側は水路に隣接しており、農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。 事業計画は、現在、申請土地の一部について平成■■■■■日付で農地法第4条第1項第8号の届出を行い粃殻置場等の農業用施設として使用していますが、経営規模の拡大により手狭となったことから、粃殻置場・粃殻堆肥置場の拡張及び農機具等置場■■■■■㎡を整備するものです。事業費は、整地経費及び施設建物建設経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は、全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。 被害防除計画は、西側及び北側にL型擁壁を設置するとともに粃殻等の飛散防止のための防護柵を設置し、周辺に影響が無いよう配慮することとであり、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、農地法施行令第4条第1項第2号イに掲げる農業用施設の用に供するためであり、農地法第4条第6項ただし書きに該当することから、許可相当と判断しました。 なお、本4条転用案件については、転用に係る面積が30a以下で、転用

		目的が農業用施設でありますので、許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。 説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、4番 川崎 秀悦 委員 から報告願います。
議	長	(4番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4番 川崎 秀悦 委員。
4	番	議案第9号の現地確認について報告いたします。 5月27日、3番 伊藤 秀郎 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第9号について質疑を行います。 何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第9号について採決を行います。許可相当とすることとし、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当と決定し、許可の可否判断を会長に一任することといたします。許可の状況については、次回の総会で報告いたします。 次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議	長	(高山班長、挙手) 高山班長。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年6月10日提出。

5条 賃貸借権設定 申請番号第1号について説明させていただきます。議案書15ページ、議案付属資料17ページから25ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市[]、地目は田、面積は[]㎡であります。

申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利（原石）を採取するための一時転用であります。

申請地は、三関駅から[]km、市立湯沢南中学校から[]kmに位置しており、東側は道路、西側、南側及び北側は雑種地に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。

事業計画は、深さ[]m、[]㎡を掘削し、陸砂利[]㎡を採取するものです。

事業費は、用地借上経費[]円、造成・整地費[]円、施設・建物建設経費[]円、測量・登記経費[]円、その他搬入経費[]円、合計[]円で、資金計画は全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。

被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。

この他、市建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。また、申請地については、農地中間管理事業を利用しており秋田県農業公社及び耕作者からの一時転用の同意を得ております。

参考として、令和[]日付け【指令湯農委[]】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用については、農地への復元工事が完了し、完了報告書が提出されており、令和[]日付け【指令湯農委[]】、令和[]日付け【指令湯農委[]】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用については、事業開始3ヶ月後の状況報告書が提出されており、令和[]日付け【指令湯農委[]】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用についても、特に問題なく事業が進んでいることを申請人（賃借人）より確認しております。

許可判断として、砂利採取のための一時転用であり、当該農地を供することが必要であると認められることから、不許可の例外である農地法施行

令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。

なお、本5条転用案件については、転用に係る面積が30a以下であり、砂利採取のための一時転用でありますので、許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。

次に、5条 所有権移転 申請番号第2号について説明させていただきます。

議案書16ページ、議案付属資料27ページから33ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡であります。

申請内容は、住宅地として需要の多い■■■■■地区に空地となっている宅地等の未利用地が無かったため、顧客のニーズに合致する申請地を取得し■■区画の宅地の分譲を行うための転用であります。申請地は、湯沢西小学校から■■■■■km、湯沢駅から■■■■■kmに位置し、東側及び西側は水路、北側は宅地、南側は道路に隣接しております。

農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。

事業計画は、申請地■■■■■㎡と申請人所有の一体として利用する農地以外の土地（宅地）■■■■■㎡を合わせた■■■■■㎡に、高さ■■■■■から■■■■■m、土量■■■■■㎡の造成工事を行い、■■区画の宅地分譲地を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■■円、造成・整地経費■■■■■円、施設・建物建設経費■■■■■円、設計費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円となっており、資金計画は全額自己資金で、残高証明書で確認しております。

被害防除計画については、東側、西側及び北側にL型擁壁を設置し周辺に影響が無いよう配慮することです。汚水・生活雑排水は公共下水道を予定し、雨水は自然流下により処理する計画です。

また、令和■■■■■日付け【指令湯農委-■■■■■】で、すでに許可している3棟の建売住宅分譲のための転用については、2棟が完成済みで、1棟が7月に工事が完成予定であることを申請人より確認しており、令和■■■■■日付け【指令湯農委-■■■■■】で許可している宅地分譲のための転用については、完了報告書が提出されております。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

なお、本5条転用案件については、転用に係る面積が30a以下でありますので、議案書のとおり申請地を第3種農地と判断し許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議の意見聴取を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。

説明は以上です。

議 長	ここで、現地確認結果について、4 番 川崎 秀悦 委員 から報告願います。
議 長	(4 番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4 番 川崎 秀悦 委員。
4 番	議案第10号の現地確認について報告いたします。 5月27日、3 番 伊藤 秀郎 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議 長	説明及び報告が終わりました。議案第10号について質疑を行います。 何かご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、議案第10号について採決を行います。許可相当とすることとし、許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当と決定し、許可の可否判断を会長に一任することといたします。許可の状況については、次回の総会で報告いたします。
議 長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後2時25分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和7年6月10日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 13番 加藤 エリ子 

署名委員 14番 佐藤 栄子 